

令和5年度 私立高等学校生徒等奨学給付金について (新入生に対する前倒し給付)

私立の高等学校等の高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して給付金を給付します。(※返済は不要です。)

令和5年度に入学をした生徒がいる世帯を対象に、一部前倒しで給付します。

(家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯を含みます。)

新入生への前倒し給付については、入学準備等で費用負担の大きい新入生の保護者等を対象に、**ご希望の世帯にのみ**4月～6月分を通常より前倒しで給付するものです。なお、この場合、**4月～6月分は令和4年度の課税証明書等**で判断し、**7月～翌年3月分は令和5年度の課税証明書等**で判断するため、**1年で2回申請手続きが必要となります**(7月～翌年3月分の申請については、別途通知いたします)。

また、前倒し給付を希望しない場合は、7月以降の1回の申請手続きにより、1年間分を給付します。

1 給付対象

令和5年4月1日現在で、次の(1)から(5)の全てに該当する世帯

(1) 以下のいずれかを満たしている者

- ① 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護受給世帯
- ② 家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯

(2) 保護者、親権者等が岩手県内に住所を有すること。

※保護者等が岩手県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

(3) 就学支援金支給対象である学校又は高等学校等専攻科に在学している者であること。ただし、特別支援学校の高等部及び専攻科を除く。

(4) 令和5年度に入学した者であること。(新入生)

(5) 児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており見学旅行費又は特別育成費の対象となっていない者(母子生活支援施設の高校生等を除く)。

2 生徒一人当たりの給付額(年額) ※()内は前倒し給付分

| 世帯区分 | | 給付額(全日制) | 給付額(通信制) |
|------------------------------------|--|------------------------------|-----------------------------|
| (1) 生活保護(生業扶助)受給世帯 | | 52,600円 (13,150円) | |
| 保護者等全員の道府県民税所得割額市町村民税所得割額が非課税である世帯 | (2) 私立高等学校に通う高校生等 ※(1)及び(3)を除く | 137,600円 (34,400円) | 52,100円 (13,025円) |
| | (3)① 2人目以降の高校生等 ② 当該世帯に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等 | 152,000円 (38,000円) | |
| (4) 高等学校等専攻科に通う生徒 | | 52,100円 (13,025円) | |

給付額等の区分については、別添「給付対象確認シート」をご確認ください。

保護者・生徒の皆様へ

3 申請方法

県内の高等学校等に在学している場合は、学校へ申請書類を提出してください。

県外の高等学校等に在学している場合は、郵送等により、直接、岩手県ふるさと振興部学事振興課まで申請してください。(申請期限:令和5年6月12日(月)【必着】)

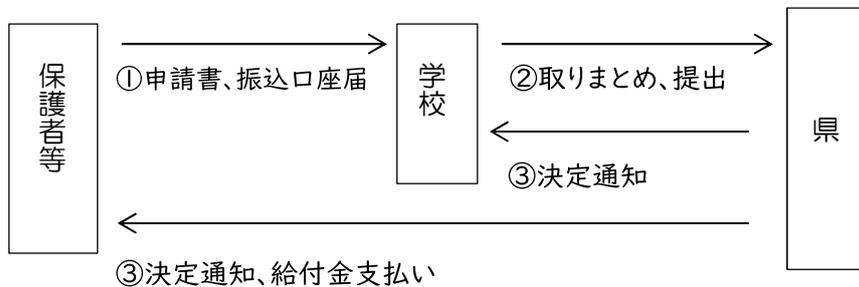
4 支給方法

給付決定後に保護者等又は学校の口座に振込みます。(学校の口座に振込んだ場合、学校が給付金を保護者等が負担する授業料以外の教育費に充当し、残額は返金します。)

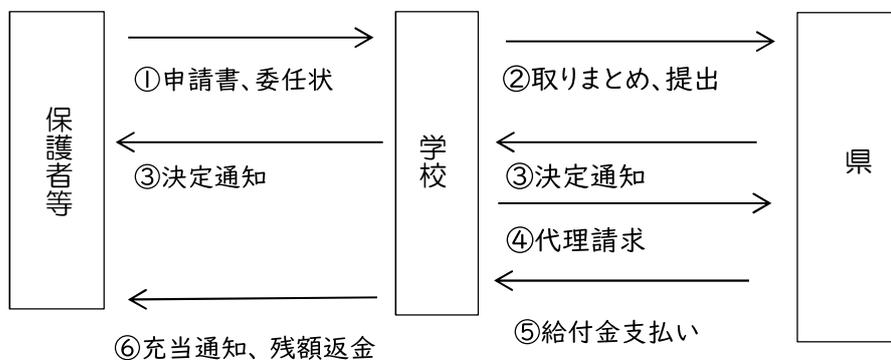
県外の高等学校等に在学している場合は、申請等で学校を経由しませんので、保護者等の口座への振込みのみとなります。

5 支給の流れ

(1) 保護者等に直接支払う場合



(2) 学校が受け取り、充当する場合



6 申請書類

(1) 給付申請書

ア 非課税世帯又は生活保護(生活扶助)受給世帯

(ア) 専攻科以外の場合

私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書(前倒し給付)(様式第1号(その2))

(イ) 専攻科の場合

私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書(前倒し給付)(様式第1号(その2))

イ 家計急変世帯

(ア) 専攻科以外の場合

私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書(家計急変)(様式第1号(その3))

(イ) 専攻科の場合

私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書(家計急変)(様式第1号(その3))

保護者・生徒の皆様へ

(2) 見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されていないことを確認する書類(児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)による措置費等の支弁対象となる者に限る)

ア 専攻科以外の場合

児童入所施設長が証明する見学旅行費・特別育成費に関する証明書(参考様式-1)

イ 専攻科の場合

児童入所施設長が証明する特別育成費に関する証明書(参考様式-1)

(3) 在学証明書(様式第2号) ※県外学校のみ

(4) 次のア又はイのいずれかの書類

ア 保護者等の口座への振込みを希望する場合

振込口座届(様式第5号) (通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピーを添付すること。)

イ 学校の代理受領を希望する場合

(ア) 専攻科以外の場合

委任状(参考様式-4)

(イ) 専攻科の場合

委任状(参考様式-2)

(5) 世帯区分に応じた次の添付書類

ア 非課税世帯又は生活保護(生活扶助)受給世帯

| 世帯区分 | | 添付書類 |
|--------------------------------------|--|---|
| (1) 生活保護(生業扶助)受給世帯 | | 令和5年4月1日現在 、生業扶助を受給していることが分かる証明書 |
| 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯 | (2) 私立高等学校に通う高校生等 ※(1)及び(3)を除く | 保護者等の 令和4年度 の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書等) |
| | (3)① 2人目以降の高校生等 ② 当該世帯に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等 | ① 保護者等の 令和4年度 の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書等) ② 兄弟姉妹の健康保険証の写し※国民健康保険に加入している場合は扶養の事実の申立書(参考様式)も併せて提出してください。 ※被保険者記号及び番号等をマスキングしてください。 |
| (4) 高等学校等専攻科に通う生徒 | | ① 保護者等の 令和4年度 の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書等) ② 個人対象要件証明書(専攻科支援金を受給していない場合のみ)※県内学校については学校がまとめて提出(参考様式-7の1又は7の2) |

イ 家計急変世帯

| 添付書類 |
|--|
| ① 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書、破産宣告通知書・廃業等届出等） |
| ② 保護者等の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ア 家計急変前の課税証明書の写し等 イ 家計急変後の会社作成の給与見込証明書※1（参考様式-7）（専攻科：参考様式-5）・直近の給与明細・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等） ※1 令和5年4月1日以降1年間分の給与見込が証明されているものを提出してください。 |
| ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し※2、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ※2 被保険者記号及び番号等をマスキングしてください。 |
| ④ 家庭状況調査票 （参考様式-8）（専攻科：参考様式-6） |

【参考】家計急変世帯収入基準

| 区分 | 収入見込額 |
|------------|---------------|
| 1人世帯（扶養なし） | 1,000,000 円以下 |
| 2人世帯（1人扶養） | 1,703,999 円以下 |
| 3人世帯（2人扶養） | 2,215,999 円以下 |
| 4人世帯（3人扶養） | 2,715,999 円以下 |
| 5人世帯（4人扶養） | 3,215,999 円以下 |

7 留意事項

別紙「申請チェックリスト」により記入漏れや添付漏れ等がないか確認のうえ提出してください。

【お問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部学事振興課 私学振興担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 TEL019-629-5041 FAX019-629-5049

岩手県ホームページ：私立学校関係補助金

トップページ > 教育・文化 > 教育 > 私立学校・私学振興 > 私立学校関係補助金

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1006754.html>

※申請書の様式をダウンロードできます。

申請チェックリスト

申請書を提出する前にもう一度確認してください。

《給付申請書》

- 申請書に記入漏れはありませんか。記入漏れ等があり、申請が受け付けられない場合、給付金の支給ができなくなる場合があります。

《保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類》

- 「**令和4年度**の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・市町村民税額決定通知書等課税証明書等）が添付されていますか。

《生活保護受給証明書》

- 令和5年4月1日現在**、生活保護受給世帯であり、生業扶助を受けている方は、広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護受給証明書の原本を添付しましたか。

《扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し》

- 世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の被扶養者の健康保険証等のコピーが添付されていますか。
- 健康保険証のコピーを添付している場合、被保険者記号及び番号等をマスキングしていますか。

《共通》

- 保護者等の口座への振込みを希望される場合、振込口座届、口座の通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写しが添付されていますか。
- 学校の口座への振込みを希望される場合、委任状が添付されていますか。

《県外学校》

- 岩手県外の学校に在学している場合で、直接個人で申請を行う場合は、在学証明書が添付されていますか。
- （専攻科のみ）岩手県外の学校に在学している場合は、個人対象要件証明書が添付されていますか。